

答 申 第 6 2 号

平成 27 年 8 月 28 日

仙台市長 様

仙台市情報公開審査会

会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 6 月 1 日付け H27 建事調第 632 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 79 号

「東勝山・西花苑地区流量調査業務委託調査報告書，富沢地区補修効果判定調査業務委託調査報告書」に係る公文書開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 79 号)

1 審査会の結論

本件異議申立てにおいて、別記 1 に係る仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定については、異議申立ての利益は失われたと認められるので、実施機関は却下すべきである。また、別記 2 に係る実施機関が行った開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「仙台市公共下水道・分流式下水道汚染水系統における雨天時浸入水の状況を示す一切の資料。直営・委託を問わず、現地調査を行った結果を示す資料を含む。」の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 11 月 6 日付けで 22 件の公文書について開示決定を行った。

本件異議申立ては、22 件の公文書のうち別記 1 及び別記 2 について、実施機関が開示したものの他にも開示対象公文書が存在するとして、本件開示決定を取り消し、新たに開示決定を行うよう求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

実施機関が開示した公文書のうち、別記 1 及び別記 2 に添付された電磁的記録の写しの交付を電子メールにより求めたところ、実施機関からは電磁的記録は不存在であるとの回答がなされた。

しかし、申立人は平成 26 年 11 月 7 日の閲覧時に、別記 1 そのものに MO ディスクが添付されていたこと、及び別記 2 の調査概要に成果品として「原紙類（データフロッピー等含む）一式」と記載されていることを確認している。以上のことより 2 件の開示文書に電磁的記録が存在することは明らかであり、その写しの交付を求める。

また実施機関は、委託関係書である本件対象公文書の保存期間は 5 年であり、そのほとんどは廃棄済みであるが、報告書は保存していたことから開示したとしている。しかし、紙ベースの報告書は保存していたが電磁的記録だけは既に廃棄したとの説明は納得できない。紙ベースの資料に比べ、電磁的記録であれば保管場所も取らず、データの利用もパソコン上で速く容易に行うことができるといった点で重要性があり、実務的にも有効な情報である。

今回、公文書管理において紙媒体と電磁的記録の取り扱い方法を変えている理由、どのような理由及び手続きによって電磁的記録だけを廃棄したのか、この状況を仙台市はどう考えているのかといった点についても明らかにしていただきたい。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張した内容は、概ね次のとおりである。

申立人が存在することは明らかであるとする電磁的記録のうち、別記1の中の電磁的記録とは、開示した報告書の裏表紙に収納していた電子的記録(MOディスク)である。開示決定時、その存在に気が付かずだったが、異議申立て後の平成27年2月19日に当該電磁的記録の写しを準備、交付している。

もう一つの別記2に係る業務委託の成果品は、報告書(正副)、概要書、写真帳、原紙類(データフロッピー等含む)一式であり、本件異議申立てにおける電磁的記録は原紙類に収納されていたデータフロッピーを指す。

しかしながら、富沢地区補修効果判定調査業務委託は平成12年度に業務が終了しており、委託関係書の保存期間は5年であることから、報告書以外は廃棄済みである。報告書は今後の業務の参考のために保管していたことから開示している。しかし報告書の他は、申立人がその存在を主張する電磁的記録を含めて既に廃棄しているため、実施機関としては開示することはできない。

以上より、本件開示決定処分は条例上妥当である。

5 審査会の判断

(1) 異議申立ての利益について

申立人は本件異議申立てにおいて、実施機関が開示した22件の公文書のうち別記1及び別記2に添付された電磁的記録の写しの交付を求めている。

2つのうち別記1に関しては、実施機関によると、平成26年12月17日の異議申立て後、平成27年2月19日に当該電磁的記録の写しを準備、交付しているとのことであり、開示請求の受付担当課である総務局総務部文書法制課に確認したところ、当該日に申立人に電磁的記録を複製したCDを交付していることが確認できた。なお、その後、申立人から異議申立ての取下げはなされていない。

申立人が異議申立てを提起した時点では、別記1に係る電磁的記録は存在するものの、申立人に対して開示されておらず、本件開示決定を取り消し、新たに開示決定を行うよう求める申立人の利益があったといえる。

しかしながら、その後、実施機関が対象となる公文書の特定に誤りがあったとして、申立人に対し電磁的記録を交付したことにより、開示決定を取り消し、あらためて別記1に係る電磁的記録の開示決定を求める申立人の請求は、異議申立ての利益がなくなったことから、却下すべきである。

(2) 本件対象公文書の存否について

申立人は別記2に関して、開示されたものの他にも、電磁的記録が存在すると主張するので、その存否について検討する。

別記2は委託業務に係る公文書であり、業務完了当時の文書の分類及び編集簿冊名

並びに編集簿冊名ごとの保存種別を定めた仙台市文書分類表を確認すると、「委託関係書」の保存期間は5年間と定められている。

しかし、保存期間が過ぎた公文書であっても、実施機関において現に保存されているときは組織共用文書として開示の対象となる。実施機関によると、報告書以外は廃棄したとのことであり、当該電磁的記録の存否の確認のため、当審査会は、条例第25条第4項の規定に基づき、平成27年7月7日及び8日に実施機関の担当課である建設局下水道事業部下水道調整課の書庫及び執務室において見分調査を行った。

実施機関によると、調査業務委託に関する公文書については、保存期間の5年を経過した後、廃棄の手続きを行い、今後の業務の参考のために報告書の正本だけを残して他は廃棄しているとのことであった。

書庫を見分したところ、調査業務委託に関する公文書のうち保存期間が経過したものは報告書の正本のみが保管されていた。これらの公文書を確認したところ、本件異議申立てに該当する電磁的記録について、その存在は確認できなかった。また、執務室内を見分したところ、本件異議申立てに該当する電磁的記録について、その存在は確認できなかった。

以上の次第で、当審査会としては、本件異議申立てに該当する電磁的記録が存在しているとは認められなかった。

(3) 申立人のその他の意見について

申立人は他にも意見や要望を述べているが、それらの意見や要望について判断することは当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものでもない。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別記 1 東勝山・西花苑地区流量調査業務委託調査報告書

別記 2 富沢地区補修効果判定調査業務委託調査報告書

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 79 号)

年 月 日	内 容
平成 27. 6. 1	・ 諮問を受けた
27. 6. 17	・ 実施機関（建設局下水道事業部下水道調整課）から理由説明書を受理した
27. 6. 29 (平成 27 年度第 2 回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
27. 7. 1	・ 申立人から意見書を受理した
27. 7. 7 及び 7. 8	・ 実施機関において見分調査を行った
27. 7. 27 (平成 27 年度第 3 回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った